

高原町身体障害者等減免適用範囲表

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者		障害の級別	
		本人運転の場合	生計同一者運転又は 常時介護者運転の場合
視覚障害		1級～3級及び4級の1	同左
聴覚障害		2級及び3級	同左
平衡機能障害		3級	同左
音声機能障害		3級（喉頭摘出手術を受けた者に限る。）	
上肢不自由（上肢機能障害）		1級、2級の1、2級の2	同左
下肢不自由（下肢機能障害）		1級～6級	1級、2級及び3級の1
体幹不自由（体幹機能障害）		1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病 変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（両上肢に障害がある者に限る。）	同左
	異動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障害		1級及び3級	同左
じん臓機能障害		1級及び3級	同左
呼吸器機能障害		1級及び3級	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	同左
小腸機能障害		1級及び3級	同左
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級	同左
肝臓機能障害		1級～3級	同左
併合障害		1級～4級	1級～3級
(2) 戦傷病者手帳の交付を受けている者		障害の級別	
		本人運転の場合	生計同一者運転又は 常時介護者運転の場合
視覚障害		特別項症～第4項症	同左
聴覚障害		特別項症～第4項症	同左
平衡機能障害		特別項症～第4項症	同左
音声機能障害		特別項症～第2項症 （喉頭摘出手術を受けた者に限る。）	
上肢不自由（上肢機能障害）		特別項症～第3項症	同左
下肢不自由（下肢機能障害）		特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由（体幹機能障害）		特別項症～第6項症及び第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓機能障害		特別項症～第3項症	同左
じん臓機能障害		特別項症～第3項症	同左
呼吸器機能障害		特別項症～第3項症	同左
ぼうこう又は直腸の機能障害		特別項症～第3項症	同左
小腸機能障害		特別項症～第3項症	同左
(3) 療育手帳の交付を受けている者		障害の級別	
		本人運転の場合	生計同一者運転又は 常時介護者運転の場合
知的障害		総合判定 A	同左（ただし、特別支援学校への通学に使用する者については、B1及びB2を含む。）
(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者		障害の級別	
		本人運転の場合	生計同一者運転又は 常時介護者運転の場合
精神障害		障害等級 1級	同左

減免の対象となる軽自動車の運転者と所有者の関係及び使用目的

運転者	身体障害者等の状況		所有者（取得者）	使用目的	
身体障害者等本人			身体障害者等本人	目的は問わない	
身体障害者等と生計を一にする者	下記以外の方	身体障害者等が18歳以上	身体障害者等本人	専ら	身体障害者等の 1 通院 2 通学 3 通所 4 生業
		身体障害者等が18歳未満	身体障害者等本人又は身体障害者等と生計を一にする者		
身体障害者等のみで構成される世帯に属する身体障害者等を常時介護する者	減免対象となる障害の級等の療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者		身体障害者等本人	日常的に	等